西紋衛組告示 第4号

次のとおり公募型指名競争入札を実施するに当たり、入札参加希望者の公募を行うので 公告する。

平成 22 年 7 月 2 日

西紋別地区環境衛生施設組合組合長 硲 一寿

- 1 公募に付する事項
 - (1) 整理番号 1
 - (2) 予定する工事名称 西紋別地区広域ごみ処理施設中間処理施設建設工事
 - (3) 予定する工事場所 紋別市
 - (4) 予定する工事期間 契約締結の翌日から平成24年12月31日まで
 - (5) 概 要 一般廃棄物の中間処理施設の新築工事

建設施設:合築による熱回収施設及び破砕選別処理施設の建設

施設規模:熱回収施設(焼却処理施設) 26t/日(13t/日×2系列)

(炉はストーカ形式による准連続運転式焼却施設とする。)

破砕選別処理施設 5t/日

上記施設の本体建屋(設備工事含む)他建築一式工事

- (6) 発注範囲 設計付施工契約による中間処理施設一式工事
- (7) 入札は価格による競争とする。(総合評価方式は行わない。)
- (8) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札参加資格に関する事項

入札参加希望者は、3 に掲げる条件を満たす特定共同企業体を自主的に結成したうえで 入札参加の申請をすることとし、その構成員はそれぞれが4 に掲げる構成員の資格要件を 満たしていなければならない。

- 3 特定共同企業体の結成条件
 - (1) 共同企業体の構成は乙型の分担施工方式とし、清掃施設工事を施工する代表構成員 1 者(乙型)と建築一式工事を施工するその他の構成員 2 者(甲型)により構成されたものであること。
 - (2) 構成員は、本工事入札に参加する他の乙型共同企業体並びに甲型共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
 - (3) 共同企業体の構成員の出資比率は清掃施設工事を施工する乙型の者を最大とし、建築一式工事を施工する甲型による2者の出資比率については別掲による。

- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 共同企業体の構成員共通の資格要件
 - 1)「西紋別地区環境衛生施設組合建設工事等請負業者資格審査及び指名等に関する規程」第3条第3項及び第4項に基づき入札参加資格者名簿に登載され、入札参加資格があると認められること。
 - ※ 組合を組織する地方公共団体のいずれかで入札参加資格者名簿への登載を終えている場合は、すでに組合の入札参加資格者名簿に登載済であるので留意すること。
 - 2)公告の日から入札執行日までの間に、「西紋別地区環境衛生施設組合建設工事等請 負業者資格審査及び指名等に関する規程」第 16 条に基づく指名停止を受けておら ず、かつ、西紋管内各市町村による指名停止を受けていない者であること。
 - 3)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - 4)対象工事に係る設計監理業務等の受託者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
 - 5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更正手続開始の申立てがなされている 者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされ ている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - 6)分担施工する工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、 当該許可を受けてからの営業年数が2年以上であること。
 - 7)分担施工する工事に対応する建設業法に係る監理技術者又は国家資格を有する主 任技術者を確保できること。
 - (2) 乙型共同企業体の代表構成員の資格要件
 - 1)清掃施設工事について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく特定建設業の 許可を受けていること。
 - 2)平成 16 年から、本件工事に係る公告日までの間に、日本国内において、本件工事と同種かつ同規模の一般廃棄物焼却施設を自ら製作する元請(共同企業体による施工の場合は、代表構成員であること。)として受注した実績があり、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(直近かつ申請日時点で有効であるものに限る。)を受けた者で清掃施設工事かかる総合評定値(P)が1,000点以上であること。
 - 3)次に掲げる基準を満たす監理技術者(以下「配置予定技術者 A」)を本件工事に専任で配置できること。
 - i 監理技術者資格者証(清掃施設工事)の交付を受けていること。
 - ii 過去において、一般廃棄物焼却施設の工事経験を有すること。
 - iii入札参加資格申請書の提出日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
 - 4)配置予定技術者 A は、特別な場合を除き、提出した技術資料に掲載された配置予定技術者に限ることとする。

(3) 甲型共同企業体

1)甲型共同企業体の構成要件

- i 甲型共同企業体の結成は、4 の(3)の 2)に定める要件を満たすもの(以下「甲型共同企業体の代表構成員」という。: 1 社)と、4 の(3)の 3)に定める要件を満たすもの(以下「第 2 構成員」という。: 1 社)で自主的に結成された共同施工方式の共同企業体であること。
- ii 構成員は、本工事に係る入札に参加する他の甲型共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- iii甲型共同企業体の代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率とし、 かつ第2構成員の出資比率の最小限度は30%以上とする。

2)甲型共同企業体の代表構成員の資格要件

- i 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。 ii 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する本店または支店を有すること。
- iii建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(直近かつ申請日時点で有効であるものに限る。)を受けた者で建築一式工事の総合評定値(P)が1,000点以上であること。
- iv 一級建築施工監理技士又は一級建築士の資格を有している者で、建設業法第 15 条第 2 号に規定する建築工事業に対応した監理技術者の資格を有し、建設業法 第 26 条第 4 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理 技術者(以下「配置予定技術者 B」という。)として本工事に専任で配置できること。
- V配置予定技術者 B は入札参加資格申請書の提出日以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- VI配置予定技術者 B は、特別な場合を除き、提出した技術資料に掲載された配置 予定技術者に限ることとする。

3)甲型共同企業体のその他の構成員(第2構成員)の資格要件

- i 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。 ii 紋別市、滝上町、興部町、西興部村のいずれかの市町村内に建設業法第3条第1 項に規定する本店を有しているか、または、支店等を有し権限を委任されている
- iii建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(直近かつ申請日時点で有効であるものに限る。)を受けた者で建築一式工事の総合評定値(P)が800点以上であること。
- iv 一級建築施工監理技士又は一級建築士の資格を有している者を主任技術者又は 監理技術者(以下「配置予定技術者 C」という。)として本工事に専任で配置でき ること。
- V配置予定技術者 C は入札参加資格申請書の提出日以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- VI配置予定技術者 C は、原則として、提出した技術資料に掲載された配置予定技術者に限ることとする。

5 入札参加資格申請書等

入札に参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 乙型共同企業体として必要な書類
 - 1) 公募型指名競争入札参加資格審查申請書(様式第 I 1 号)
 - 2) 乙型共同企業体届 (様式第Ⅱ-1号)
 - 3) 乙型共同企業体協定書(様式第Ⅱ-2号)
 - 4) 乙型共同企業体協定書第8条に基づく協定書(様式第Ⅱ-3号)(落札した場合に 提出のこと)
 - 5) 乙型共同企業体に係る委任状 (様式第Ⅱ-4号)
 - 6) 乙型共同企業体に係る委任状 (様式第Ⅱ-5号)
 - 7) 乙型共同企業体に係る誓約書(様式第Ⅱ-6号)
- (2) 乙型共同企業体の代表構成員として必要な書類
 - 1) 清掃施設工事における特定建設業の許可の写し
 - 2) 4 の(2)の 2)に掲げる同種工事施工実績調書(様式第 I 2 号)
 - 3) 配置予定技術者 A の 4 の (2) の 3) の ii (一般廃棄物焼却施設)に関する実績調書(様式 第 I-3 号)
 - 4) 配置予定技術者 A の資格調書 (様式第 I 4 号)
 - 5) 配置予定技術者 A の監理技術者資格者証の写し
 - 6) 配置予定技術者 A の「雇用保険被保険者資格取得確認等通知書」(「事業主通知用」と「様式第 4 号 雇用保険被保険者 資格喪失届・氏名変更届」が連結してあるもの) の写し
- (3) 甲型共同企業体として必要な書類
 - 1) 乙型共同企業体協定書第8条の2に基づく協定書(様式第Ⅱ-7号)
 - 2) 甲型共同企業体に係る委任状 (様式第Ⅱ-8号)
- (4) 甲型共同企業体の代表構成員として必要な書類
 - 1) 建築一式工事においての特定建設業の許可の写し
 - 2) 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する本店または支店を有することを証する書類の写し
 - 3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(直近かつ申請日時点で有効なもの) の写し
 - 4) 配置予定技術者 B の実績調書 (様式第 I 3 号)
 - 5) 配置予定技術者 B の資格調書 (様式第 I 4 号)
 - 6) 配置予定技術者 B の監理技術者の資格者証の写し
 - 7) 配置予定技術者 B の「雇用保険被保険者資格取得確認等通知書」(「事業主通知用」 と「様式第 4 号 雇用保険被保険者 資格喪失届・氏名変更届」が連結してある もの) の写し

- (5) 甲型共同企業体のその他の構成員として必要な書類
 - 1) 建築一式工事においての特定建設業の許可の写し
 - 2) 紋別市、滝上町、興部町、西興部村のいずれかの市町村内に、建設業法第3条第1項に規定する本店を有しているか、または支店等を有することを証する書類の写し
 - 3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(直近かつ申請日時点で有効なもの) の写し
 - 4) 配置予定技術者 C の実績調書 (様式第 I 3 号)
 - 5) 配置予定技術者 C の資格調書 (様式第 I 4 号)
 - 6) 配置予定技術者 C の資格者証の写し
 - 7) 配置予定技術者 C の「雇用保険被保険者資格取得確認等通知書」(「事業主通知用」 と「様式第 4 号 雇用保険被保険者 資格喪失届・氏名変更届」が連結してあるもの) の写し
- 6 入札参加資格申請書等の交付日時及び場所

入札参加資格申請等については、様式を本組合ホームページからダウンロードし、作成 して差し支えない。但し、直接受取りを希望する場合は次のとおり交付する。

(1) 交付日時

平成22年7月5日(月)から平成22年7月16日(金)まで上記期間の内土曜日、日曜日は除く。

受付時間は、9:00から17:00まで

※直接受け取りの際は、予め来庁日時を電話にて連絡すること。

(西紋別地区環境衛生施設組合 ごみ処理施設整備推進室 0158-26-2111 内線 292)

(2) 交付場所

西紋別地区環境衛生施設組合 ごみ処理施設整備推進室 (紋別市幸町2丁目 1-18 紋別市役所市民生活部環境生活課内)

- 7 入札参加資格申請書等の提出
 - (1) 提出期限

平成22年7月6日(火)から平成22年7月16日(金)

上記期間の内土曜日、日曜日は除く。

受付時間は、9:00から17:00まで

(2) 提出方法

持参すること。(郵送、電送等は認めない。)

(3) 提出先

西紋別地区環境衛生施設組合 ごみ処理施設整備推進室 (紋別市幸町2丁目1-18 紋別市役所市民生活部環境生活課内) (4) 提出書類

5に示す書類各一部

8 入札参加資格の審査

入札参加資格については、「西紋別地区環境衛生施設組合建設工事等請負業者資格審査 及び指名等に関する規程」による建設工事等請負業者資格審査委員会において審査する。

9 入札参加資格の審査結果の通知

審査の結果、入札参加資格があると認められた者には、「公募型指名競争入札通知書」 を、平成22年7月下旬頃までに通知する。

- 10 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時
 - (1) 本工事における契約条項については、入札参加資格があると認められた者に、指名 通知をもって通知する。
 - (2) 本工事の発注仕様書等は、本工事の乙型共同企業体及び甲型共同企業体の各構成員となり得る資格を持つと確認できた者については、次のとおり貸出しする。
 - 1) 発注仕様書等の貸出しは下記により行う。
 - i 貸出しの方法

発注仕様書等の冊子を希望により貸出しする。

ii 貸出しの期間

平成22年7月5日(月)から平成22年7月30日(金)まで 上記期間の内土曜日、日曜日は除く。

受付時間は、9:00から17:00まで

貸出しした冊子は、貸出しした日を含めて2日間以内に返却するものとする。

iii貸出しの場所

西紋別地区環境衛生施設組合 ごみ処理施設整備推進室

(紋別市幸町2丁目1-18 紋別市役所市民生活部環境生活課内)

※なお、貸出しの希望が重複した場合は、希望の日時に貸出しできないことがある。

※貸出しした発注仕様書等への書き込み等は厳禁とする。

2) 入札参加資格申請等及び発注仕様書等に関する質問及び回答

入札参加資格申請等に関する質問を行う場合は質問様式第1号に、発注仕様書等に 関する質問を行う場合は質問様式第2号により行うものとする。

質問は書面の体裁にて電子データで作成したものを下記まで電子メールにより送信するものとし、電話による質問の受付は行わない。

西紋別地区環境衛生施設組合 ごみ処理施設整備推進室 担当:清水

E-mail: hiroaki.shimizu@city.mombetsu.lg.jp

なお、質問は日本語で行うものとする。

回答にあたって質問者名は公表しない。また、発注仕様書等に関する質問については、入札額に影響を及ぼすものに限る。

- i 質問の受付、回答の日時及び回答方法:
 - ○入札参加資格申請等に関すること

受付日時:平成22年7月5日(月)から平成22年7月12日(月)まで 受付時間は、9:00から17:00まで

回答日時:平成22年7月14日(水)17:00まで

回答方法:質問を受けた電子メールアドレスへ返信する。

○発注仕様書等に関すること

受付日時:平成22年7月5日(月)から平成22年7月16日(金)まで

受付時間は、9:00から17:00まで

回答日時:平成22年7月21日(水)17:00まで

回答方法:質問を受けた電子メールアドレスへ返信する。

※ 他社からの質問も含めての回答を希望する場合は、平成22年7月22日以降に メールにて連絡すること。この場合の回答は、平成22年7月26日を予定する。

1 1 予算額

2,500,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

12 予定価格

予定価格は公表しない。(事後公表)

13 最低制限価格

最低制限価格を設定する。(事後公表)

14 入札場所及び日時

入札については、平成22年8月上旬を予定し、公募型指名競争入札通知書において、 場所及び入札執行日時を通知する。

- ※入札に参加する乙型共同企業体は、工事価格の内訳を記載した工事費内訳書を入札時に提出すること。工事費内訳書には鑑を付し、袋とじとすること。鑑には、乙型共同企業体の代表構成員、甲型共同企業体の代表構成員及び同企業体の第2構成員の計3社の代表者印を捺印し、袋とじ部に割印したものを提出すること。
- ※入札書及び工事費内訳書の提出方法は持参に限るものとする。
- ※開札の結果、落札に至らず再度入札での落札となった場合に、入札価格と同価格の 上記工事費内訳書の用意がないときは、入札日の翌日以降速やかに提出すること。

15 入札保証金に関する事項

入札保証金については、西紋別地区環境衛生施設組合契約に関する規則(平成 21 年規 則第3号)第5条、第6条、第7条、第8条、及び第9条による。

16 入札の無効要件に関する事項

入札の無効要件については、西紋別地区環境衛生施設組合契約に関する規則第 15 条 によるものとする。

17 議会の議決に関する事項

本工事の契約については、落札者と決定された者と仮契約を締結し、西紋別地区環境衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和50年条例第18号)の規定による議会の議決を経た後、本契約を締結する。

18 特約事項

談合等の不正行為を防止するため次の特約事項を付する。

本工事の入札・契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、その他の法律に違反して、不公正な請負代金の価格を提示、正当な取引方法を逸脱する行為を行っていた場合は、本工事契約の期間中又は工事完了後であっても、請負代金額(変更契約が締結された場合は、その金額)の100分の20に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として西紋別地区環境衛生施設組合が指定する期間内に支払うものとする。

19 公募にあたって入札参加希望者に対して提案を求める事項

次に掲げる事項について、入札参加希望者に提案を求めることとするので、発注仕様 書を基本としながら、入札参加資格申請書の提出にあわせて、別記様式により提出す ること。また、落札後に契約締結における特約事項とする場合を考慮し、提案にあた っては実現可能な提案内容とすること。

(1) 環境に配慮する事項

本工事とは別に発注を予定している最終処分場については、覆蓋を備えたクローズド型最終処分場とし、浸出水についても無放流とするなど、環境への配慮を重視した計画となっている。したがって本工事においても、焼却施設の排ガスに代表される周辺環境への影響などに対して配慮する事項について、独自の提案を求める。

(2) 熱エネルギーの回収に関する事項

本工事の熱エネルギーの回収については、発注仕様書において「余熱利用設備」として場内暖房・給湯・ロードヒーティング等の設備を求めているが、近年、熱源施設から排出された低温排熱(200℃以下の未利用熱)を潜熱蓄熱材へ蓄熱し、離れた場所にある熱利用施設へ運搬する方法に代表されるような、様々な熱エネルギーの利用研究がなされている。低温排熱などの熱エネルギー回収に対する独自の提案を求める。

(3) ランニングコストに関する事項

中間処理施設は、供用開始から15年間の運用期間を予定し、また、適切な維持・修繕をしながら、それ以上の期間に渡って安定した運転が可能なものとすることが求められている。同時に、この運用期間中におけるランニングコストの見込み額は、最重要事項であることから、具体的な見込み額の算定及びコスト縮減の観点からの、独自の提案を求める。

(4) 伐採木の利用に関する事項

建設予定地の山林については、別途発注工事による立木の伐採を必要最小限の範囲で行う予定である。材種はカラマツであり売払いを行うが、材の一部については、本工事の施工対象施設において利用することが望ましいと考えている。内装材などの利用が想定できるが、その他の利用方法及び利用材積数など、独自の提案を求める。

(5) 地域貢献に関する事項

本工事における地元企業の活用については、本地域における大型の公共工事としての 位置づけから重要事項として捉えており、優先活用はもとより、地元企業活用率につ いて、具体的な提案を求める。

地元企業活用率は、紋別市、滝上町、興部町、西興部村の各市町村内に本店を置く地元企業の活用額を入札金額で除した率(地元企業活用率=地元企業活用額/入札金額)とし、地元企業活用額は当該地元企業への一次下請発注予定額とする。

(6) その他の提案事項

本工事において、より良い施設を目指すために上記以外で独自提案する事項があれば、これを求める。

%19に掲げる(1) \sim (5) については、特約事項として契約条項に盛込むか、または内容及び性質により、提案事項の実施計画書の提出を本契約締結時に求めるので、留意すること。

20 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、「西紋別地区環境衛生施設組合公募型指名競争入札要綱」の規定による。
- (2) 本工事に係る下請負契約及び資機材の調達については、紋別市、滝上町、興部町、 西興部村の各市町村内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。
- (3) 入札の結果、落札者に見積設計図書一式の提出を求めるので留意すること。 提出部数 各2部(A4冊子、A3は折込)、図面集はA4、見開きA3とする。

(4) 問い合わせ先

西紋別地区環境衛生施設組合 ごみ処理施設整備推進室 電話 0158-24-2111 内線 292、338 (紋別市幸町2丁目 1-18 紋別市役所市民生活部環境生活課内)